公益財団法人福井県スポーツ協会　競技力向上対策委員会規程

（総　　則）

第１条　　公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）に、専門委員会の一つとして、競技力向上対策委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

（目　　的）

第２条　　本委員会は、本県の競技スポーツの振興を目指し、国体を中心とした短期的および長期的な競技力向上、選手強化対策等について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

（組　　織）

第３条　　本委員会は、本会役員及び競技団体関係者、学識経験者の１０名以内で組織する。

（役　　員）

第４条　　本委員会に、次の役員を置く

委員長　　１名

副委員長　　若干名

２　委員は、本会理事長が理事会に諮って会長が委嘱する。

３　委員長は、会長が委員の中から委嘱し委員会を代表して会務を統轄する。

４　副委員長は、委員長が指名し委員長を補佐して、委員長事故あるときはその職務を代行する。

（任　　期）

第５条　　委員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。また、再任を妨げない。

（会　　議）

第６条　　本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

４　本会役員、事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

５　委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

附則

１　この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立登記の日（平成２４年　４月１日）から施行する。

２　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

３　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

４　この規程は、令和４年５月２７日から施行する。